

(7) 加算措置

本制度では、望ましい営農体制の整備を推進するため、それらの取組に対して本来の交付金に加え、加算措置が講じられている。H26年度には、規模拡大加算、土地利用調整加算、小規模・高齢化集落支援加算、法人設立加算、集落連携促進加算が設けられている。

集落連携促進加算には、県内1市で1集落が取組んだ。この他に、1集落が規模拡大加算に取組んでおり、加算措置の取組の合計は、県内2市において、2集落、3,222aとなっている。(表6)

表6 . 加算措置の取組状況 (単位：件、a、千円)

区 分	協定数	面 積	金 額	備 考
交付金全体	1,407	3,321,593	2,577,542	
うち規模拡大加算	1	30	5	
土地利用調整加算	-	-	-	
小規模・高齢化加算	-	-	-	
法人設立加算	-	-	-	
集落連携促進加算	1	3,192	500	
加 算 計	2	3,222	505	